

第11回天橋立周辺景観まちづくり検討会 議事要旨

日時：平成20年3月3日（月）13:00～14:45

場所：京都府宮津総合庁舎

1. 開会

2. 天橋立周辺地域景観まちづくり計画の検討経過等について

3. 天橋立周辺地域景観まちづくり計画（案）について

<事務局より資料2、資料3、資料4の説明>

前田座長： 資料3のp3-29の景観農業振興地域整備計画の補足をお願いしたい。

事務局： 景観農業振興地域整備計画は、景観上良好な農業地域について農業の営みと一体となった景観形成を推進するため定めるもので、策定主体は市町村である。宮津市、与謝野町で今のところ予定はないが将来的にまちづくり計画を策定するときに、この整備計画に沿って具体的に考えていくことになる。

前田座長： 一応枠組みを用意しておくということか。

事務局： そうである。

4. 屋外広告物規制について

<事務局より資料5の説明>

宮崎委員： 非自己用屋外広告物だけが対象となるのか。

宮津市： 文珠・府中地区（俯瞰景観重点ゾーン）は非自己用だけが対象で、自己用は対象外である。宮津市の規則改正にあたって、まずは京都府屋外広告物条例上の禁止地域と合わせて検討をし、次の段階で詳細を決めていく。

前田座長： 自己用広告物の掲示は多いので、地元から動かないといけないのではないか。

幾世委員： 人間の目線で見るとどうなのかという観点から、自己用広告物も景観に配慮していかないといけない。各地区でまちのあり方はこれでいいのか議論されているので、その自主性とこの法律がどうリンクするかが問われるのではないか。

前田座長： 地元の意思を反映したものでないといけない。

赤松委員： 地区の自主的な取組がないと、法規制だけでは難しい。まちづくりの取組が重要になってくるのではないか。

森委員： 府中バイパスは広告物を一切やめようと言い続けてきて、ようやく取り上げてもらって感謝しているが、自己用ならよいということか。

前田座長： 自分の敷地内に看板を建てるのは可能である。

森委員： 府中地区は看板があまりないように思う。今後、田畑に建てられるものが問題となる。

山崎委員： 自己用の看板にも奇抜なものがかかなりある。今回の規制は第1段階で非自己用に限る

が、第2段階では自己用も規制していくという文章を入れておくほうが理解を得やすい。

松井委員：伊勢市は補助金を使ってまち並みを整備した。ここでもそういう手法が使えないか。

前田座長：景観まちづくり計画が策定された後に整備事業を行いながら、その過程で看板についても対応できるという趣旨かと思う。伊勢市の場合は特殊で、赤福が相当資金を出しているが、こちらは公の補助金になると思われる。参考になる事例があれば示してほしい。

事務局：助成金については、国の制度のほか、府の制度にも商店街を対象にしたファサード整備、建築物の単体の融資制度などさまざまな制度がある。行政が個人資産へ直接税金を投入することについてはかなり議論があり、慎重に対応せざるを得ない。助成金制度の活用を検討しているところである。

前田座長：久美浜の街なみ環境整備事業が近いものかと思う。

バイパス周辺に放置された野立て看板の撤去は、北海道では行政での事業を待たずに地元住民が「グランドワーク」という考え方で撤去活動をしている。

森委員：知り合いや仲間に声をかけて、看板を一枚でも減らしていくようなことしないと実現しない。

前田座長：北海道の例は、「シーニックバイウェイ北海道」に国から市民団体へ直接出される年間50万円の補助金をもとに活動をしている。「日本風景街道」がこちらまで伸びたら、同じように補助金が使えらる。

事務局：京丹後市域の国道178号が去年11月に「日本風景街道」に登録された。今は京丹後市内に限定されているが、地元の盛り上がりがあれば将来的には広がっていく可能性は十分ある。去年、2市2町で協議した。今後関連部局の中で話を持ち上げていきたい。

山本委員：俯瞰景観重点ゾーンでありながら市街地以外の野立て看板は規制されないのか。

公園緑地課：文珠地区は眺望景観沿道ゾーンと俯瞰景観重点ゾーンが重なっているの、俯瞰景観重点ゾーンの規制が強いが、野立て看板は今回の規制対象ではない。平成20年度に地元説明に入り、景観にふさわしい看板は何かという議論をしていく予定である。

森委員：バイパス沿いは全部禁止しておきながら、俯瞰景観重点ゾーンなのに規制しないのはおかしい。

公園緑地課：既存の建物が立地している区域には規制がかからないが、田や畑は禁止区域になる。

バイパス沿線は早くから規制をしていこうという考えだ。

森委員：バイパス沿いに何軒か家があって看板がかかげられているが、それも禁止するのか。

公園緑地課：バイパスの沿道の規制は、田や畑に建つ非自己用の野立て看板を禁止しようという発想だ。バイパス沿いの家が自己用に看板を建てるのは、数も多くないので、一定の面積以下は許可不要、一定の面積を超えても許可基準に合致すれば可能である。要するに、外部資本が大きな野立て看板を建てるのを規制するということだ。

森委員：せめて新しいバイパスの周辺はモデル地区として看板がないようにしてほしい。

前田座長： 岩滝も規制の範囲に入っているが、何かご意見はあるか。

西川委員： 屋根や壁は個人の住宅でも規制があるにもかかわらず、看板については規制ができないのはなぜか。

公園緑地課： 屋外広告物は基準をクリアすれば基本的に許可されるが、屋根や壁は届出となって内容が厳しくなる。自己用を規制すると、資料3のp2のイメージ図のように看板とまち並みをマッチさせることもできなくなる。全国的にそこまで規制しているところはない。非自己用は外部から入ってくるため誘導するのが難しいので、自己用と非自己用に分けて考えている。

西川委員： 指導・提案をしていくような、アドバイスのことを入れてはどうか。

公園緑地課： 自己用でも一定の規模以上は許可があるので、3年ごとの更新時に周辺に合うような形にしてもらえば、それ以外のところも徐々になじんでいくだろう。

西川委員： 許可申請を取らずに勝手に建てたものに対して強制執行できるようにしてほしい。

幾世委員： 行政は「指導」という表現は避けたほうがいい。

今回の広告物規制は、看板がなくなれば自然が見えていいなという居心地良さを取り戻していくことへのチャレンジでもある。今回は非自己用だけが規制されるが、自己用についても「今後は景観に配慮した努力が望まれる」と予告して、今後のあり方について表現するほうがいい。

前田座長： 景観計画と屋外広告物条例は同時に進んだほうがよかったが、屋外広告物が遅れたので急いで取り組んだほうがいい。本来、屋外広告物は府が条例をつくって規制してきたが、地方分権の流れで市が主体となった。景観計画と同様に、屋外広告物についても府の協力なしでは進まない。

屋根や壁は自己用も規制するのに看板は許されるというのはおかしな話だ。自己用については、幾世委員の意見のように何か言っておかないとまずい。看板がすべて悪いわけではなく、景観にマッチする看板だったらあったほうがいい。

稲葉委員： あくまでも看板は景観という観点からどうあるべきかを考えるものであり、看板屋、建築屋など看板に関わる事業者と協議して、考え方を統一しておく必要がある。

宮崎委員： 府中バイパスの市街地部分を除いた道路境界線から100m以内の区域に、自己用の広告物は建てられるのか。

事務局： 一定面積を超えると許可がいるが、自己用のものは建てられる。

織田委員： 京都市内ではマクドナルドの看板も景観に配慮した色彩になっているが、これは自主的なものか、行政から規制がかかっているのか。

公園緑地課： 京都市屋外広告物条例で規制されている。

織田委員： このような形で自己用看板についても規制をかけて、地域やまち並みに合った看板へ誘導していくことは可能だ。「和風を基本とした看板が望ましい」という文言をつけてもいいだろう。今のままの表現だと、何をしてもいいように思える。

数値を決めて規制するだけでなく、いい看板の例を出しておくで啓蒙になる。屋号は大切だ。まちに合った看板をつくってあげばいいと思う。

赤松委員： 「100m以内」という数値で表現するより、この地域では海の景色が共通の財産だという考え方で、「海をさえぎらない」とか独特な言葉で規制ができないか。

前田座長： 各委員のご指摘を踏まえたものにしていただきたい。

宮津市： 3年後には景観行政団体になるが、屋外広告物条例と景観計画と併せて取り組んでいく。平成20年度あたりから地区に入って、そのまちにふさわしい看板はどういうものか、野立て看板は海側だけなしにするのかなど、議論を重ねていきたい。5㎡未満のものは適用除外だが、屋外広告物法があることから、具体的にそこまで踏み込めないかもしれない。

公園緑地課： 補足させていただくと、第2段階の「現行規則にはない、形態、意匠、色彩等細部に及ぶ内容を検討」は、自己用と非自己用すべてにかかる。

前田座長： 条例をつくるのと同時に事業が入ると、何とかしたいけれど費用がかかるから放置していた看板をまちにふさわしいものに替えるきっかけになる。長野県の公共サイン計画に携わったとき、代替するものをつくって民間のサインを取るだけでなく、近くにある看板があると見えにくいという理由ですべて撤去した。公共サイン計画を考えてもいいだろう。

吹田委員： まちづくり計画に合わせて建物が建替えられていくときに看板も替わっていくので、どういうデザインがいいのかを相談できる窓口があると一歩を踏み出しやすい。

前田座長： 岩手県盛岡市は環境デザイン委員会で公共施設から小さな看板に至るまで検討している。そういうものがあるかもしれない。

宮津市： 宮津市にデザイン専門の課を置くのは難しい。外に委託することになる。

前田座長： 行政の中に課があるのではなくて、市民の代表で環境デザイン委員会をつくり、そこで審査をする。

5. その他

前田座長： 今日がゴールではなく、ここで決めたものがどう運用されるか、次に進むための会議があるだろう。3年後に景観行政団体となるまでブランクがある。市民が集まって協議する場は継続していただかないと、活動が盛り下がってしまうのではないか。

宮津市： 検討会が引き継がれるといいが、財政的に宮津市では平成20年度の予算を立ててないので難しい。今後は必要と考えている。

前田座長： 景観行政団体にならないと予算が執行できないのか。

宮津市： そうでもない。財政上厳しい中で景観検討委員会まで予算が回ってくるかどうか。

前田座長： 景観行政団体になるにはそれなりの作業があるが、それを検討する委員会があるのではないか。

宮津市： 今回は予算づけができなかったが、次の年から何とか予算をつけたい。できる限り

住民の方のお手伝いをお願いしたい。

森委員 : 阿蘇海環境づくり協働会議と天橋立継承準備委員会で、海の方も天橋立の内部も引き続き会議をしているのに、景観まちづくり検討会は今日で終わっていいのか。看板を統一する会議があってもいいだろう。

織田委員 : まちづくりは終わりが無いものだと思う。市民ワークショップへ市職員に来てもらって話を聞いて意見を出していくとか、予算を使わないような形で続けていかないと、まちづくり検討会ではなくて規制検討会で終わってしまうような気がする。

人の目線での検討は後日といわれたが、結局それらの話はなかった。検討会なり市民ワークショップをすべきだと思う。

前田座長 : これから府から市に所管が替わるが、何ととっても主役は市民。市民が各地区で話し合いを継続し、それを協議会で議論していくことが大事。市がやってくれないのだったら、市民がやるぞという気持ちで、ぜひ委員の皆様をお願いしたい。

西川委員 : このメンバーを土台に新しい人も加えて検討していくのがいいだろう。与謝野町と宮津市にまたがって、やりにくい部分があると思うので、地域を超えた天橋立周辺のまちづくりを考える団体が必要。

前田座長 : 国交省の「日本風景街道」だったら市や町の財政をあてにしなくてもいいから、これを導入したらこの議論は続けられると思う。

事務局 : 日本風景街道は間尺に合わない部分があると思われるが、サポートにはなり得ると思うので積極的に根回しをしていきたい。

松井委員 : 実行するための形までもっていくべきで、景観の枠組みをつくるだけの会議に終わらせてはだめだ。

前田座長 : この計画は規制的な性格の強い守りの計画で、何か事が起こらないと手を打てない。今後は攻めの事業が必要になる。せっかくここまでやったのだから、前へ進めるように委員の皆様のご協力をお願いしたい。

幾世委員 : 宮津市の景観条例はできているのか。

宮津市 : これからつくる。今後、景観行政団体になるときに条例をもって施行する。

前田座長 : 長い間ご苦勞様でした。検討会はこれで終了する。

事務局 : 本日いただいたご意見を踏まえて、これが出発点となるような形での検討を行政内部でしていきたいと思う。今後とも地域での活動を通して応援をお願いしたい。3年の長きにわたってご議論いただき、ありがとうございました。

6. 閉会